資料３

三原市下水道事業の概要について

三原市都市部下水道整備課

１　下水道のしくみ

（１）下水道の役割

下水道の役割は主に，①生活環境の改善，②浸水防除，③公共用水域の保全の３つとなります。

① 生活環境の改善	家庭などから出た汚水は、下水管を経て速やかに下水処理場へと運ばれます。下水道の整備によって、街を清潔に保ち、害虫、感染症、悪臭等の発生を防止します。
② 浸水の防除	近年、集中豪雨の発生数が増加しており、ゲリラ豪雨の発生数も増加しています。市街地では、在来水路の不足、雨水の浸透、貯水能力の減少などにより、雨水流出量が著しく増加します。雨水管や雨水ポンプ場での速やかな排除により、浸水の防除に寄与します。
③ 公共用水域の 水質保全	生活排水や工場排水等は、下水管を通って下水処理場へと運ばれます。下水処理場で汚水に様々な処理や消毒を施した後、海域等に放流することで、公共用水域の水質汚濁を防止し、豊かな自然環境の保全に寄与します。

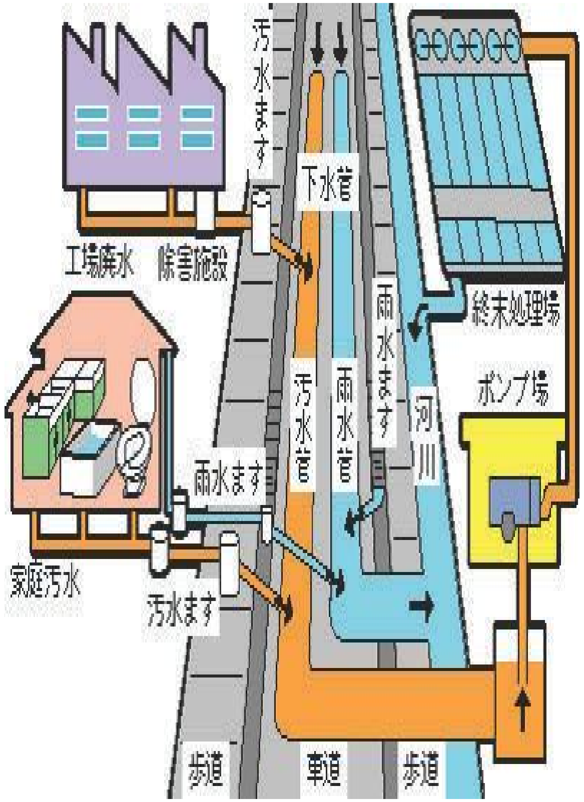

（出典：国土交通省ホームページ）

（２）下水の排除方式

下水道の排除方式は「合流式」と「分流式」があり，三原市では分流式を採用しています。

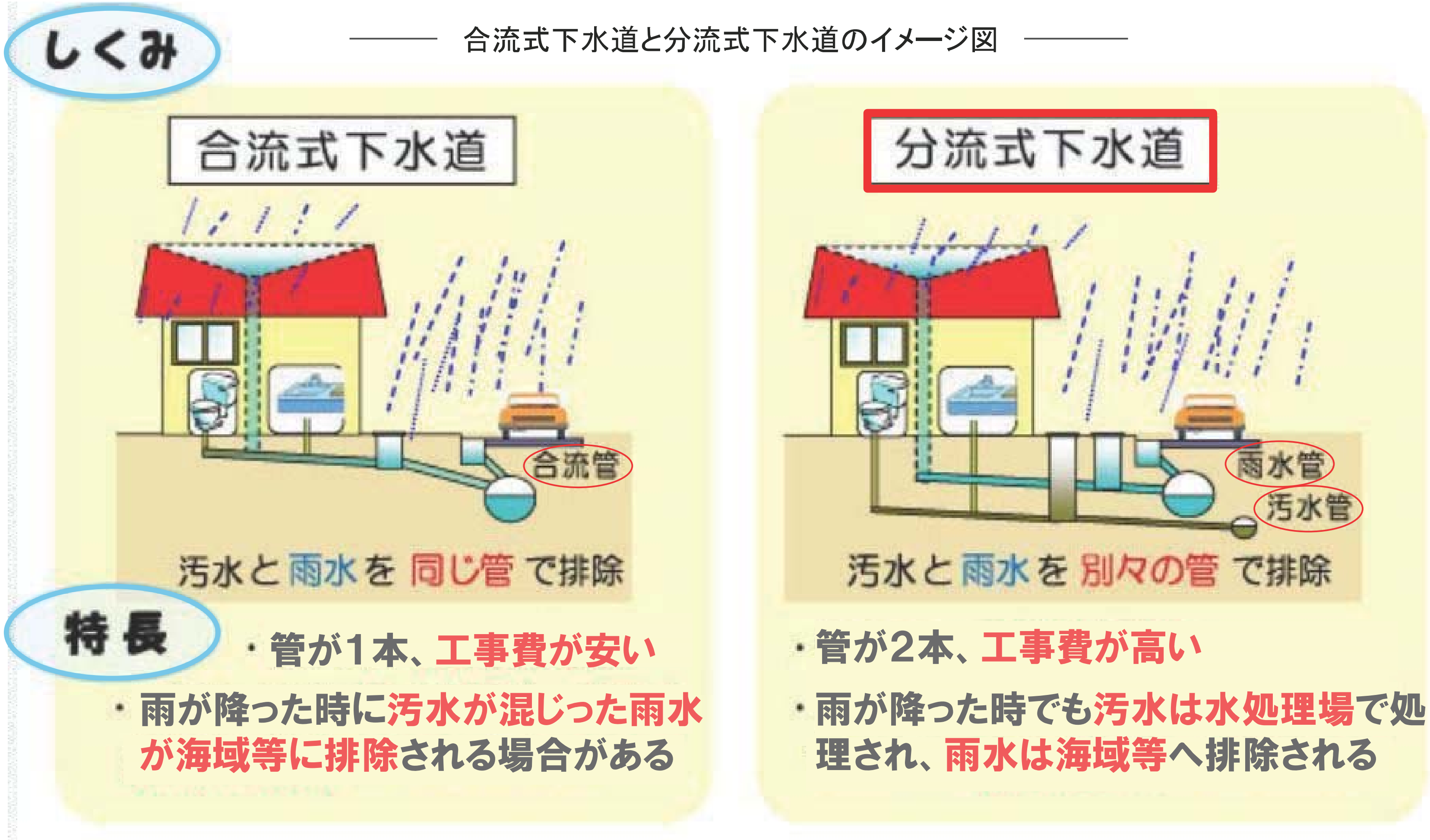

（出典：札幌市ホームページのイメージ図を一部加工）

（3）雨水事業

市街地における浸水の防除を図るため，雨水の排除を下水道事業が担います。

昨今の集中豪雨により，浸水被害が発生しているため，雨水管や雨水ポンプ場などを引き続き整備することで浸水対策を進めています。

雨水対策のイメージ図

（出典：日本下水道協会ホームページ）

2 三原市の下水道事業

（1）事業体系

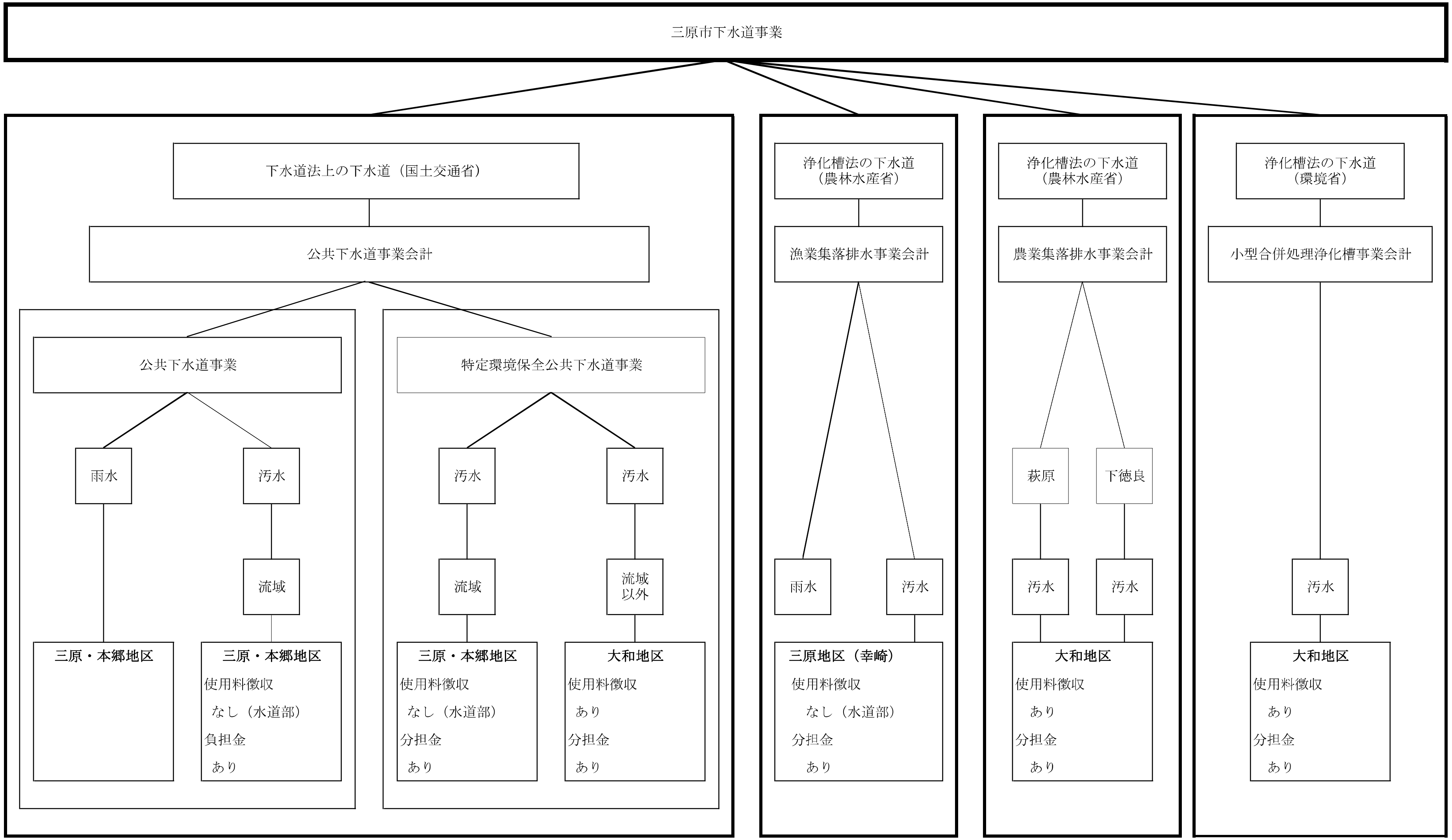

（２）所轄官庁と事業

三原市で利用されている下水道はそれぞれの目的に応じて整備する手法がことなります。

三原市下水道事業会計分（下水道整備課所轄分）

国土交通省所轄

公共下水道	単独 公共下水道	公共下水道のうち，主として市街化区域または用途区域における下水を排除または処理するために，市町村が管理する下水道で，雨水ポンプ場や下水道処理場を有するものをいう。
公共下水道	流域下水道	特に水質保全が必要である水域を対象として，二以上の市町村の区域から発生する下水を排除し終末処理場を有するものをいう。 また，幹線管渠，ポンプ場，処理場などの建設及び管理は原則として県が行うものをいう。
公共下水道	特定環境保全 公共下水道	公共下水道のうち，主として市街化区域外で設置される下水道で，水質保全のため，または中山間地域等の生活環境の改善を図るための下水道で，処理対象人口が１万人以下の小規模な下水道をいう。

農林水産省所轄

農業集落排水施設	農林水産省所轄で農村地帯における農業基盤整備手法として，農業集落の形態に適した小規模分散型の汚水処理をいう。
漁業集落排水施設	農林水産省所轄で漁村地帯における漁業基盤整備手法として漁業集落の形態に適した小規模分散型の汚水処理をいう。

環境省所轄

合併処理浄化槽	市町設置型 環境省所轄で，主に家庭などから排出される汚水（生活雑排水を含む。）を個別処理するための汚水処理事業を市町村が事業主体として行うものをいう。

三原市一般会計分（生活環境課所轄分）　個人が合併浄化槽を設置（市は合併浄化槽設置費用（新築，更新除く）に対し，補助金を設置者に補助）

環境省所轄

合併処理浄化槽	個人設置型 環境省所轄で，主に家庭などから排出される汚水（生活雑排水を含む。）を個別処理するための汚水処理事業を個人が行うものをいう。

（3）　事業エリア

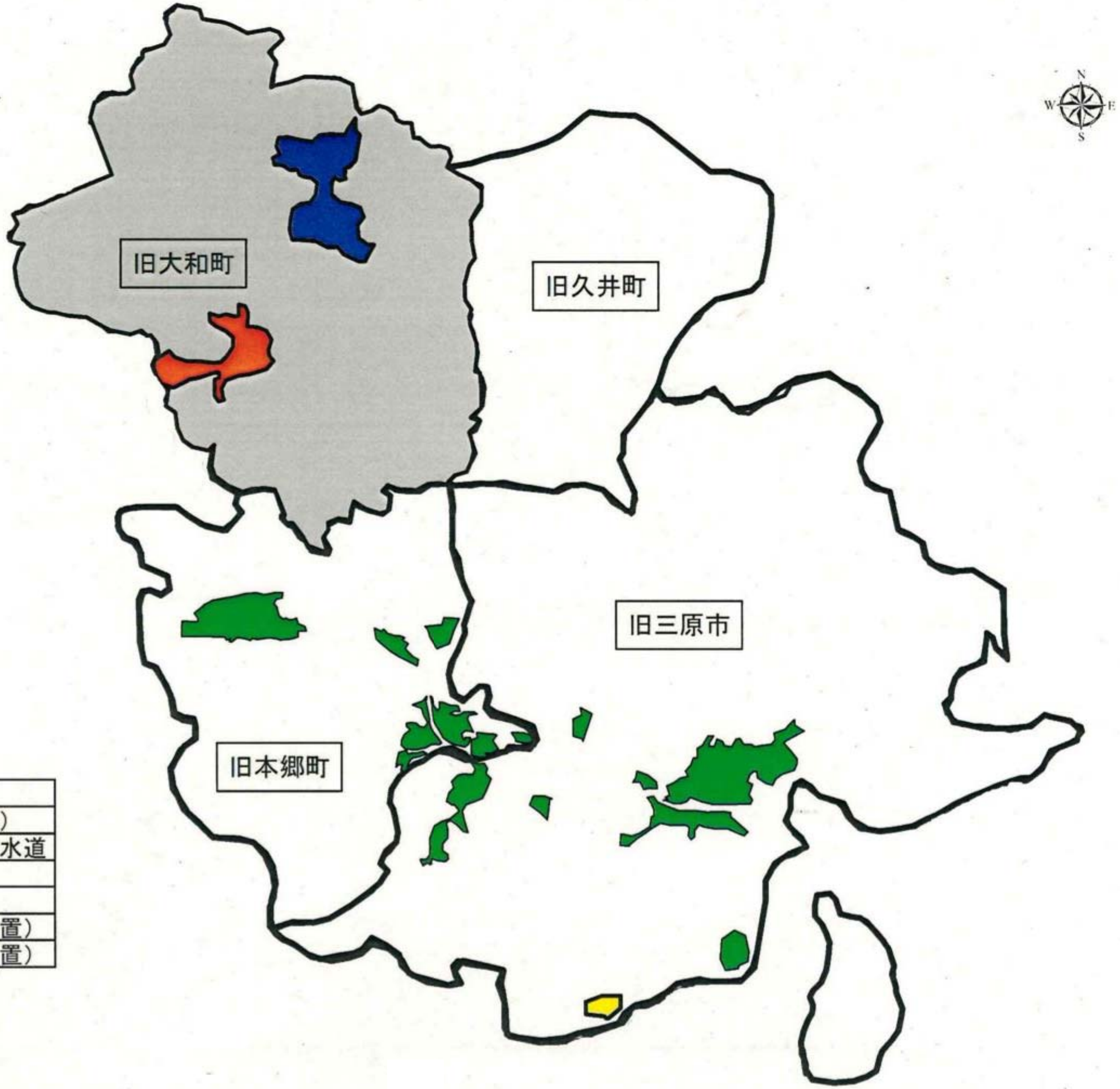

凡例	
(緑)	公共下水道(流域)
(赤)	特定環境保全公共下水道
(紺)	農業集落排水
(黄)	漁業集落排水
(灰)	合併浄化槽(市町設置)
(白)	合併浄化槽(個人設置)

３　公営企業の財源と費用の構成（下水道事業）
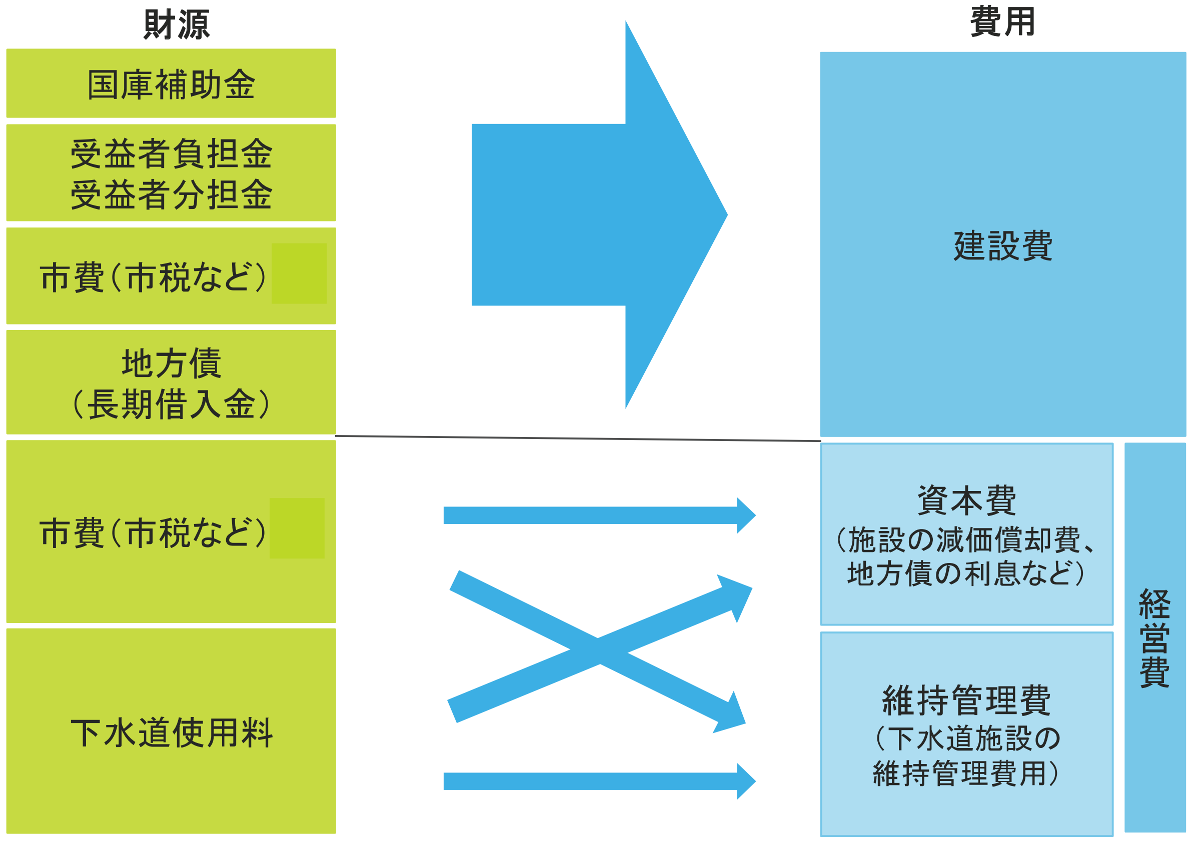
水道事業と同様に独立採算が前提となりますが，下水道事業の場合，公共性のある経費や能率的な経営を行っても独立採算が困難と認められる経費は，税金である一般会計による負担を求めることも定められています。